いざという時にあわてない相続と終活 >>> 第1回

相続の基礎知識と相続に向けた準備

相続とは、身近な人が亡くなったときに、その人が遺した財産債務を引き継ぐことです。人生の中で経験する機会が少なく、想像しにくいことかもしれません。しかし、相続への事前対策の有無は、相続税の額や家族関係にとても大きな影響を及ぼします。そこでこのシリーズでは、いざというときにあわてない相続と終活について紹介していきます。初回は相続の基礎知識と準備について、税制改正の動向も交えながら解説します。

相続税がかかるのは一部の人だけ

今年の税制改正で、相続と生前贈与の税金計算のルールが大きく改正されます。しかし、税制改正が行われても、「相続税」がかかるのは一部の亡くなった方ですので、安心して下さい。国税庁のデータによれば、2021年に亡くなった方のうち相続税が課税された人の割合は、全国平均で9・3%と10人中1人にすぎません【図表1】。

【図表1】相続税の課税割合の推移

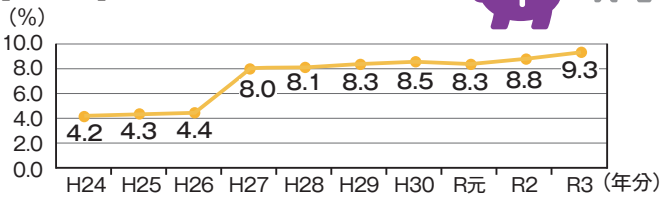

出典：国税庁「令和3年分　相続税の申告事績の概要」

相続税には基礎控除額とよばれる遺産全体に対する非課税枠があり、「3000万円＋600万円×法定相続人の数」で計算します。例えば、夫婦と子ども2人の4人家族で、夫が亡くなった場合の基礎控除額は4800万円です。夫の遺産の総額がこの金額に満たなければ、相続税の申告や手続きは必要ありません。

ただし、10人中1人というのはあくまで相続税を「納めた」人の割合で、結果的に相続税を納める必要はなかったけれど、遺産の総額が基礎控除額を超えていて相続税の申告書の提出は必要だったという方は、もう少し多くいます。亡くなった方の配偶者が相続した財産が一定額まで非課税になる「配偶者の税額軽減」や自宅の土地の評価額が8割引になる「小規模宅地等の特例」の適用を受けるには、「申告書を税務署に提出すること」が要件とされているからです。

そのため、実際に相続税申告をした人の割合は全国平均で11・8%、さらに、東京国税局管内（東京都、千葉県、神奈川県、山梨県）に限れば19・6%と、亡くなった方の5人に1人に達します。この割合は年々増加していて、今年の税制改正の影響を受けてさらに増えることが予想されています。相続税の申告・納税期限は死後10か月以内で、原則、現金一括払いで納める必要があります。地価の高い都市部にお住まいの方は、「自分が相続税の対象になるのか」は、早めに確認しておいた方が安心です。

「財産リスト」を作成しよう

そこで、大まかなもので構いませんので、「財産リスト」を作っておくことをおすすめします。参考にする書類と金額は、財産の種類ごとに以下を参考にして下さい。

①土地・建物

毎年4～6月頃に自宅に届く、固定資産税の納税通知書に同封されている「固定資産税課税明細書」を見ます。その「価格」欄や「評価額」欄に記載されている「固定資産税評価額」に、7分の8を掛けた数字

税理士／
ファイナンシャル・プランナー
福田 真弓

［ふくだ・まゆみ］2003年、税理士登録。資産税専門税理士法人等に勤務後2008年に独立、相続に特化。相続対策の提案・実行支援のほか、講演・執筆・取材等を通じた情報発信を行う。共著書『身近な人が亡くなった後の手続のすべて』（自由国民社）は80万部超のベストセラー。筑波大学大学院にてカウンセリングを専攻し、相続を通じた家族心理を研究。

【図表2】法定相続分

※配偶者は必ず相続人になります。①②③は相続人の優先順位です。

相続人の組合せ ＼ 各相続人	配偶者	①子	②父母	③兄弟姉妹
配偶者＋①子	1/2	1/2		
配偶者＋②父母	2/3		1/3	
配偶者＋③兄弟姉妹	3/4			1/4
配偶者のみ ①子のみ ②父母のみ ③兄弟姉妹のみ	全部	全部	全部	全部

を使います。7分の8を掛ける理由は、固定資産税の評価額を簡便的な方法で相続税のベースに合わせるためです。

②預金

通帳の残高を確認します。不要な口座があれば、解約手続きをしておきましょう。残高がほとんどなくても、解約手続きは遺族の負担になります。

③上場株式・投資信託・国債など

「取引残高報告書」の「評価金額」を使います。取引残高報告書は、預り資産があれば年1回は必ず発行されます。郵送ではなくウェブでの電子交付の場合もあります。

④生命保険

「保険証券」や「契約内容のお知らせ」など見て、「死亡保険金」の額を確認します。死亡保険金はなくても、亡くなった方が保険料を負担し家族にかけていた生命保険契約のように、財産価値のある保険もあります。分からなければ、これを機に解約返戻金を保険会社に確認しておくのも一つの方法です。

なお、**相続税申告の要・不要や相続税額は、国税庁の「相続税の申告要否判定コーナー」でも計算**できます。ただし、このサイトに入力し試算するには、土地の詳しい評価方法や前述した「小規模宅地等の特例」などの相続税の専門知識が必要になります。「相続税　シミュレーション」といった検索ワードでウェブ検索を行うと、**金融機関などが作成した相続税の概算額を試算できるサイト**が見つかります。それらを使ってみてもよいでしょう。

「遺産分割」への備えは誰もが必要

一方、相続税と違い**遺産分割（財産分け）は、すべての人にかかわる問題**です。財産額の多寡にかかわらず、亡くなった方の相続人は全員、法定相続分の財産を相続する権利があるからです。

配偶者は必ず相続人になり、配偶者以外は優先順位があります。第一順位が子で、いない場合は孫、ひ孫と続きます。第二順位は両親で、両親のどちらもいない場合は祖父母が相続人です。第三順位は兄弟姉妹で、兄弟姉妹がいない場合は甥、姪までです。先の順位の人が1人でもいたら、後の順位の人は相続人にはなりません。誰にどのくらいの法定相続分があるのか、**【図表2】**で確認しておきましょう。先ほど作成した財産リストの合計額に各人の相続割合をかければ、相続人ごとの大まかな取り分が分かります。

実際は、相続「税」の計算と相続「分」の計算とでは、財産の評価方法が少し違いますが、この財産リストはあくまで全体像を把握するためのものなので、そこまでは気にしなくて大丈夫です。ただし、所有している土地・建物が戸建てではなくマンションの場合、前章の①土地・建物のところで説明した「固定資産税課税明細書」では、評価額が分からないことがあります。気になる方は税理士に相談し、詳しい評価額を試算してもらってもよいでしょう。

例えば、夫婦と子ども2人の4人家族で夫が亡くなった場合の法定相続分は、妻が2分の1、子どもが4分の1ずつです。しかし、「主な財産は自宅で金融資産はあまりない」「妻や同居の子に多く財産を遺したい」「金銭的にゆとりのない子や病気がちな子がいる」「特定の子に介護面で頼る予定がある」「生前の援助額に兄弟差がある」などのご家庭は珍しくありません。

仮に法定相続分では財産を分けられない、逆に法定相続分で杓子定規に分けると不公平になるといった場合でも、そのような個別の事情に配慮し法定相続分と違う分け方をするには、亡くなった方がそのような内容の遺言を残していない限り、相続人「全員」の同意が必要になります。誰かの取り分が増えるということは、その分、他の誰かの取り分が減るからです。

親は子どもの全員を平等に扱いたくても、各人の事情に応じて、取り分に差をつけざるを得ないかもしれません。しかし、親から相続する財産額の差を、子は親の「愛情」の差だと受け止めます。**相続人全員の気持ちに十分配慮し、遺産分割に備えることが大切**です。

介護や生前贈与に関する争いを避けるには遺言の作成を

加えて、**親への介護などの特別な貢献は、「寄与分」という特別の取り分が別枠で認められ**、反対に、**親から受けた生前の援助や贈与は、遺産の先取り（特別受益）として**

【図表3】遺留分

相続人の組合せ ＼ 各相続人	配偶者	①子	②父母	③兄弟姉妹
配偶者＋①子	1/4	1/4		
配偶者＋②父母	1/3		1/6	
配偶者＋③兄弟姉妹	1/2			遺留分無し
配偶者のみ ①子のみ ②父母のみ ③兄弟姉妹のみ	1/2	1/2	1/3	遺留分無し

取り分からマイナスされます。これらの具体的な算定基準の定めが民法にはありませんので、寄与分や特別受益があると、話し合いで解決することがより難しくなります。実際に、家庭裁判所のデータで、家族同士で話し合いによる遺産分割ができずに、家庭裁判所で遺産分割調停を行った件数を遺産の金額別に見てみると、相続税のほとんどかからない遺産額5000万円以下の家庭の割合が、例年、全体の8割近くを占めています。このことからも、財産額の多寡にかかわらず遺産分割への備えが必要なことが分かります。

そのような争いを避けるには、遺言が役立ちます。「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2種類の方式に優劣の差はなく、法的効果も変わりません。ただし、遺言の内容が複雑だったり、遺言を作成する人に認知症の兆候があったりするときは、将来、遺言の有効性について争いが起きないよう、公正証書遺言を作成した方が安心です。費用はかかりますが、公証役場の公証人が本人の意思を直接確認しますし、証人2人が同席した上で作成しますので確実性が高いです。

ただし、もし遺言の内容が「全財産を妻に相続させる」などのようにシンプルなら、自筆証書遺言でもよいでしょう。誰に何をいくら相続させるという遺言の「本文」は、本人が自筆で書く必要がありますが、「財産目録」は預金通帳や不動産の登記事項証明書のコピー、パソコンで作成した財産リストなどでも構いません。

法務局で保管してもらうこともでき、費用も3900円で済みます。通常、自筆証書遺言は、相続後に家庭裁判所で検認という確認手続が必要になりますが、法務局への保管制度を利用した場合は不要なので、死後の遺族の手間も省けます。詳しくは、法務省の「自筆証書遺言書保管制度」（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）を参考にして下さい。

最低限度の取り分、遺留分について

遺言がないときの取り分の目安が法定相続分ですが、そもそもわが国の憲法は私有財産制を保障しています。つまり本来、自分の財産は相続時にも、誰に何を相続させるか、遺言を作り、財産の持ち主が好きなように決められるのが大原則です。ただし、遺族の生活保障などの理由から、民法は一定の相続人に最低限度の取り分を残すことを定め、相続人を保護しています。この遺言があるときの取り分のことを「遺留分」と呼び、ほとんどの場合で法定相続分の2分の1とされています。なお、兄弟姉妹や甥や姪に遺留分はありません。詳しくは【図表3】を確認して下さい。

この遺留分について、2019年に改正が2点ありました。1つ目は、「遺留分の計算方法」です。従来は、亡くなった方から相続人への生前贈与は、過去何年前のものであってもすべて遺産の先取りと考え、遺留分の計算に含めることとされていました。しかし、数十年前の学費やマイホームの購入資金といった援助の有無や額の差が、兄弟間の相続争いにつながることが多く、改正により遺留分の計算に含める生前贈与は、原則、相続開始前「10年間」に限定されました。つまり、相続から10年以上前の生前贈与は、いわば「もらい得」になります。

さらに、2つ目として「遺留分を請求されたら必ずキャッシュで払う」ことになりました。改正前は、遺言で遺留分に満たない財産しかもらえなかった相続人は、他の相続人に「遺留分に相当する『財産』を返せ」と言う権利がありました（遺留分減殺請求権）。改正後は、これが「遺留分を『キャッシュ』で払え」と言える権利に変わっています（遺留分侵害額請求権）。例えば、自宅を妻や特定の子どもに相続させると、他の子どもの遺留分を侵害してしまい、遺留分侵害額請求をされるかもしれない場合は注意がいります。自宅を相続する人が遺留分に見合う現金を払えるよう、生命保険を活用するなど、事前に準備しておく必要が高まりました。

相続税や贈与税の増税に目を奪われがちですが、近年はこういった民法の細かな規定も改正されています。相続税と遺産分割の両方を考慮しながら、トータルで相続に備える必要性が増しています。

【図表4】相続税の課税対象は？

遺産の総額に含まれる財産：①相続財産／②みなし相続財産／③生前贈与財産

差し引ける金額：基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）／④死亡保険金の非課税額（500万円×法定相続人の数）／⑤死亡退職金の非課税額（500万円×法定相続人の数）／⑥墓地、仏壇など／⑦寄附／⑧債務・葬式費用

課税遺産総額

相続税の課税対象。ここに税率を掛ける

相続税の計算のしかた

続いて、相続税の計算方法についてです。相続税には基礎控除額とよばれる「3000万円＋600万円×法定相続人の数」の非課税枠があり、遺産の総額がこの金額に満たなければ相続税の手続きが必要ないことは、既に説明しました。**相続税の計算上、この遺産の総額に含まれる財産は、大きく分けて次の3種類があります。**

①相続財産

土地、建物、現金、預金や貯金、国債や社債、株式、投資信託、金地金、自家用車、家財道具、美術品、会員権、未収入金など、いわゆる普通の財産。

②みなし相続財産

亡くなった方が保険料を払っていた死亡保険金、在職中に亡くなり勤務先から支払われた死亡退職金、亡くなった方が保険料を負担していた家族の生命保険契約など。

③生前贈与財産

相続人及び遺言で財産を相続した相続人以外の人（受遺者）が、亡くなった方から、・亡くなる前の3年以内に、暦年課税の方法でもらった贈与財産。

・相続時精算課税の方法でもらった、すべての贈与財産。

相続税は、この①～③から基礎控除額と以下の④～⑧を差し引いた残りの課税遺産総額に、税率を掛けて求めます**【図表4】**。

④死亡保険金の非課税枠

相続人が受け取った「500万円×法定相続人の数」の金額までの死亡保険金

⑤死亡退職金の非課税枠

相続人が受け取った「500万円×法定相続人の数」の金額までの死亡退職金

⑥墓地、仏壇、仏具など

⑦国、地方公共団体、特定の公益法人などに寄附した財産

⑧債務・葬式費用

ただし、実際の計算過程はもう少し複雑です。課税遺産総額に税率をそのまま掛けるのではなく、**課税遺産総額をいったん法定相続分で分けたと仮定し、それに対応する速算表の税率を掛け、控除額を控除して求めます【図表5】**。

なお、暦年課税と相続時精算課税はどちらも贈与税の課税方法です。暦年課税は1年間の贈与額を基に贈与税を計算し、相続時精算課税は贈与税は仮の計算で、贈与者が亡くなったときに贈与税を相続税で精算します。

【図表5】相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～３億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超～	55%	7,200万円

その他の細かな注意点―名義預金と税制改正

最後にその他の注意点です。まずは「名義預金」について、遺産分割や相続税の対象となる財産は、「実質的に」亡くなった方の財産だと考えられる、経済的に価値のあるもののすべてが含まれます。「実質的に」とは、**財産の名義が亡くなった方かどうかに関わらず、もともとのお金の出どころで判断する**ということです。妻や子ども、孫名義の金融資産も、名義預金として遺産分割や相続税の課税対象になることがあります。財産の管理方法には気をつけましょう。

次に、「今年の税制改正」について、前章の相続税の計算のしかた③生前贈与財産で、暦年課税による贈与は、亡くなる前「3年以内」の部分が相続税の対象になると説明しました。実は、2027年の相続からこの年数が順次延び、**2031年以降の相続では亡くなる前「7年以内」の贈与が相続税の対象になります。**一方、**相続時精算課税による生前贈与は、年間110万円の非課税枠が新設されており、**どの方法で贈与したらよいかは、家族や財産の状況、タイミングに応じて変わります。税理士などに相談しながら、少しずつ備えを進めましょう。